



# ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



## 3億円マンションを無償で貰う村上選手は 手放して喜んでいいのでしょうか？

P1

プロ野球のヤクルト球団に所属する村上宗隆選手が、昨年56本のホームランと同時に三冠王を獲得したため、球団スポンサーのオープンハウス社から「3億円のマンション」をプレゼントされると話題になりました。3億円のマンションを無償で貰ったら、いったい税金はどういう計算になるのでしょうか？

無償でもらうとなると、一般的に「贈与税」がかかるのでは？と想像されますが、贈与税は個人から贈与により財産を取得したときにかかる税金であり、法人からの贈与は贈与税の対象外です。ちなみに贈与税は、課税価格が大きくなるほど税率が高くなる累進課税制度を採用しており、もし今回の3億円のマンションが贈与税の対象となる場合には、1億6,039万5,000円を贈与税として納めなければなりません。

法人から個人への贈与については、原則として「一時所得」とされています。懸賞や福引きの賞金品、競馬や競輪の払戻金などがこれに該当するのですが、一時所得であるとする課税所得は、3億円から50万円を控除した額の1/2となり他の所得と合算されて所得税が計算されますので、1億4,975万円が所得税の課税対象になります。

土地や株の売却益など分離課税に対するものを除く所得税の税率は、5%から45%までの所得が増えるほど税率も高くなる「累進課税」です。村上選手の昨季推定年俸は2億2,000万円ですから、その所得は最高税率45%のゾーン（所得4,000万円以上）にあり、一律10%の住民税も課税されるので、限界税率は合計55パーセントとなります。ですから、3億円のマンションに課せられる分の税額は、「1億4,975万円×55% 8,236万円」で、3億円の30%弱が税金として徴収される計算です。

ただし、国税庁ホームページでは、一時所得に該当する「法人から贈与された金品」について、「業務に関して受けるものを除く」という但し書きが記されています。ですから、この贈与が、通常の年俸と同じ「事業所得」と認められる可能性があり、その場合には、納税額は大きく違ってきます。事業所得ならば、一時所得のような「50万円を控除して1/2」の計算はなく、そのまま他の所得と合算しなくてはなりません。もらった家にかかる税金は、「3億円×55%=1億6,500万円」です。「特別賞」の半分以上は、税金を「持ち出し」しなければならないことになるわけです。これは大変ですわね。

なお、不動産を取得した場合には、これ以外にも税金がかかります。取得時には、登録免許税や不動産取得税の2つがかかり、また、不動産所有者には、固定資産税や都市計画税が、毎年課税されます。まあ、年俸以外にも収入が桁違いに多い村上選手のことですから、それくらいは問題ないのでしょうかね。私たちが心配するなんてことは、余計なお世話かもしれませんね。



P2

## 売手負担の振込手数料の「返還インボイス」

先月のハクションレターで、1万円未満の値引きで等であれば「返還インボイス」の交付は不要となったことをご案内いたしましたが、何となく読まれた方が多いのではないのでしょうか？実は、1万円未満の値引きは日々の取引で非常に多く行われています。

貴社の状況を思い浮かべてください。売掛金を回収する際、取引先様が振込手数料を差し引いて代金が振り込まれることはございませんか？逆に、貴社が買掛金等を支払う際、支払手数料を差し引いて振り込むことはございませんか？これらの取引が、1万円未満の値引きに該当することになります。

令和5年度税制改正では事業者の事務負担を軽減させるために、1万円未満の値引きについて返還インボイスは不要となった次第です。

しかし、気を付けていただきたいことがございます。それは、会計処理です。貴社ではどのような会計処理を行っていますか？考えられるのは、「売上値引」として処理をするか、「支払手数料」として処理するかの2択かと思えます。

「売上値引」として処理した場合、1万円未満のため返還インボイスは不要となりました。

しかし、「支払手数料」として処理した場合はどうでしょうか？ 値引きではないためインボイスの交付が必要となってきます。

考え方は、買手側が売手負担の手数料を立替払いし、代金を支払う際に立替分を差し引いて支払ったと考えるようです。「支払手数料」として処理するので売手側が仕入税額控除を受けるためには次の書類の保存が義務付けられます。

買手が作成した立替金清算書、

買手が金融機関から発行される支払手数料に係るインボイス

売掛金を回収する都度、これらの書類を取り寄せ保存することは実質的に無理だと思いませんか？もし、私が経理担当者であれば気が狂いそうです。

事務負担を考えると、売上値引きとして処理したほうが圧倒的に楽ですね。

一度、自社の会計処理を確認していただき、もし支払手数料として処理しているのであれば、売上値引きとして処理するよう変えることをお勧めします。

(記事担当：大西)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れ返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



## 1/20 スタートのこの制度ご存じですか？

**P3**

### 「コロナ借換保証制度」

コロナの影響で債務が増大した中小企業者の収益力改善などを支援するための借り換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する制度です。経済産業省は、一定の要件を満たした中小企業者が向けに借入時の信用保証料を大幅に引き下げるコロナ借換保証を1月10日から開始しました。

#### 制度概要

コロナ禍で始まった「伴走支援型特別保証制度」を活用して創設されました！

補助限度額：1億円 保証期間：10年以内 据置期間：5年以内

金利：金融機関所定 保証料（事業者負担）：0.2%等（補助前は0.85%等）

要件：売上または利益率が5%以上減少 など

#### ～コロナ借換保証制度を活用するメリット～

- コロナ融資の返済開始時期を遅らせられる！
- 追加融資を受けられる枠ができる！
- 保証料が下がり固定費が削減できる！

#### 手続きの流れまとめ

中小企業、金融機関、市区町村、保証協会間で手続きを進めます

中小企業が融資申込 / 経営行動計画書を作成する

金融機関が与信審査・書類準備をする

金融機関が区町村に、セーフティネット保証の認定申請する

金融機関が保証協会に、保証審査の依頼・経営行動計画書を提出する

金融機関が中小企業に融資する

金融機関が継続的な伴走支援をする

#### < 中小企業（事業者）が対応すること >

融資申込 / 経営行動計画書の作成

- 自社の現状認識、財務分析
- 具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン
- 収支計画・返済計画（黒字化目標含む）など

詳細は、当事務所監査担当者までお尋ねください。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですがにを入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

**FAX 079-288-0997**

会社名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

経営というものを  
もっと幹部に  
理解して欲しい!

幹部や社員に対して  
そう思われている社長様へ

社長の苦勞を  
もっと社員に  
知って欲しい!

# 経営をリアルに体験できる戦略MG研修で 幹部・社員に経営感覚を身につけてもらいませんか?

## 1日で3期分の経営を疑似体験する 中身の濃いマネジメントゲーム研修です!

### 研修の内容



- ① 参加者1人1人が社長となって、自分の会社の意思決定をすべて1人で行います。
- ② 資金を調達し、従業員の採用、機械の購入を行い営業体制を整えます。
- ③ 材料を安く仕入れ、効率良く生産し、製品を高く売ることを目指して経営します。
- ④ 市場調査、生産管理、広告宣伝、研究開発など、投資の効果も体験します。
- ⑤ 取引をその都度記帳した上で、每期簡単な決算書を作成し、成績を振り返ります。
- ⑥ 経営計画の立て方を学び、自分で実際に計画を立てて、実行してみます。



幹部や社員に「商売の基本原則」を理解させ、「経営の難しさ」を体で感じ取ってもらうこと。これが、最大の目的です!

### 期待される効果

- ① 会社全体の収益・費用の構造を理解できる。
- ② 他部門や全体を見渡す習慣が生まれ視野が広がる。
- ③ 優先順位を考え最良の意思決定をする習慣が身につく。
- ④ 日々の記帳から決算の流れと仕組みがわかる。
- ⑤ 経営を行う上での「計画」の重要性がわかる。
- ⑥ 社長や上司が感じている苦勞や大変さがわかる。



まずは**社長**が一度体験してください!!  
そして、「これはいい!」と思われたら、  
幹部・社員の方の参加をご検討ください!